

- **原科共同議長** 17時35分ですので、再開致します。それではお願い致します。早速ですが、先程の協議のところも適宜議論して頂いていいのですが、今日中に終わらせなければならぬということもございますので、その次のモニタリングとフォローアップの議論に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。松本委員、よろしいでしょうか。それでは、松本委員の資料がございましたが、その続きをご説明下さい。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 資料「EC.13/2」の2ページめですが、モニタリングとフォローアップのところは、あまり多くはありません。モニタリングについて、私の認識は技術協力プロジェクトに該当するものということです。JBIC 環境社会配慮ガイドラインの第1部4.(4)に準じて定めるべきであるという、非常に簡単な書き方ですが、そこと原則は同じではないかと思っています。

JICA のペーパーを見ても基本的にはそこを見ながら、さらに技術協力とか独自の手法によって、モニタリングで必要なものがあつた時に、そのようなものを出すと書いてありますし、大きく異論はありません。モニタリングとフォローアップは何が違うのかといえば、モニタリングは技術協力のように JICA 自身が実施に関わっているものについてですが、フォローアップというのは、特に開発調査のように、調査だけで終わってしまう。その後どうするのか。いわば JICA の正式な関わりが終わったあと、JICA はそれでおしまいでいいのかというところが、このフォローアップのところにあります。

3項目ありますが、1つは協力事業終了後、協力事業の目的である対象プロジェクトの支援となつたかどうかを確認するというようにあります。これは小川元委員の区分けですが、協力事業というのは相手国政府が行う対象プロジェクトを支援するというのが目的であるというようになっております。その協力事業について、対象プロジェクトが本当に結果的に支援となつたかどうかを確認する。必要な措置を講ずるために、JICA はフォローアップを行うという、まずフォローアップの位置付けが最初に書いてあります。

2つめは、特に JICA 環境社会配慮調査報告書、あるいは IEE の報告書の内容や提言が、対象プロジェクトの現地での EIA (法 EIA)、住民移転計画、影響緩和策、あるいは代替案の検討というようなところに、しっかりと生かされているかどうかを適宜確認し、その結果を報告する。この適宜としか、私は書きようがないと思いました。一定期間後という書き方もないことはないのですが、再三今井専門員からもお話がありましたように、このずれについてはプロジェクトごとに個々様々だということですので、やはりここは、適宜それを確認してその結果を公開していくということが、適切かと思いません。

3項目目ですが、JICA 環境社会配慮調査、あるいは EIA 調査。その調査の内容に何か問題があつたために、事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたというような指摘がなされた場合には、JICA は問題の把握に努め、必要に応じて現地調査を実施する。これも1つのフォローアップだと思います。ここは後の遵守のところと関係してくるのですが、

基本的なフォローアップの目的としては、このように過去に JICA が関わった調査が、その後 JBIC の資金でもいいのですが、途上国各国の独自の資金において事業化された場合においても、JICA の調査を援用して、影響を見積もったことによって、予期せぬ環境社会影響が生じた、あるいは不十分だったというような指摘がもしなされた場合、JICA はその問題の把握に努めて、現地調査を行うというフォローアップも重要だと私は思います。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。モニタリングとフォローアップ。ここはそんなに時間がかからないと思いますので、もし速やかにいくのであれば、先に進みます。あと予定の時間が 2 時間を切りましたので、30 分くらいモニタリングとフォローアップを行い、実施体制に 1 時間 30 分くらい時間をかけたいと思っております。オブザーバーの方、どうぞ。
- **白井氏** 自然環境研究センターの白井です。モニタリングのことについて、少々お話をさせていただきます。モニタリングをするためには、基礎的なデータがないと、どのように何をモニタリングすればいいか分かりません。これと関わって「EC.9/3 rev.」3 ページに「1.4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援」のところに、プロジェクトサイクルの準備段階というところがございます。このカテゴリ B につきましても、プロジェクトの準備段階の時から、モニタリングを視野においた調査を行うようなことを考えて頂きたい。準備段階できちんとした準備をしておかないと、基礎データが全くなくて、モニタリング段階でモニタリングが出来ないということがあります。そのあたりを最初の方に書いておいた方がいいと思います。以上です。
- **原科共同議長** 今の件はいかがでしょう。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** 今の 2 つの点に絡みまして、ご説明したいと思います。モニタリングについては、まさに松本委員がおっしゃったように、技術協力プロジェクトが「EC.9/3 rev.」9 ページの表の実施段階で、JICA が担当するのは技術協力プロジェクトだけになりますので、そこについては私ども「EC.9/3 rev.」に書きましたように、これは JBIC に準じたような形で、かつ技術協力（人材育成）のモニタリングに関する活動を支援するということも含めて入れております。当然ながらモニタリングをする際には、最初の段階からきちんとしたベースラインのデータのようなものがないと、モニタリングができなくなります。

これは通常、技術協力プロジェクトの実施段階では、最初の調査段階からモニタリングに応じた、どのような基本的な情報が必要なのかということは、調査をして、それをモニタリングに反映しているということになりますので、白井さんからのご提案はそのとおりだと思います。それからフォローアップについてですが、私どもがそこに書いてあるものは、開発調査の場合は本格調査終了後のフォローアップということ。これは本格調査終了後、仮に JBIC で融資が行われるといった場合、融資までの間ということになります。無償資金協力であれば、基本設計調査終了後 E/N まで、もしくは E/N 後とい

うことの2つの段階があると思います。

技術協力プロジェクトは、5年間なり何年間かの協力が終わった評価のあと、どうそれをフォローアップしていくのかという3つに分けられるのだらうと思います。前者2つの点については、JICA「EC.9/3 rev.」6ページに入れてありますが、セカンドパラグラフのところで説明してあるのは、これは開発、無償資金協力とも「プロジェクトサイクルの準備段階以降は別の機関が担当するが」というのは、JBICなり融資機関なり、外務省という無償資金協力の場⓪ですが、JICAが事業実施主体の環境アセスメントの審査状況を確認するためのフォローアップを行う方法を検討するといれてありますのは、これを具体的に噛み砕いた場合、我々どのような形でフォローアップがなし得るのか、どのような形態で、先程も申しました、本格調査以後JBICの融資が決まるまで、あるいは基本設計終了後E/N後といったところ。

具体的に我々が行った環境社会配慮調査というものが、どのように反映されたか、検討していきたいと考えております。具体的な方法やタイミングといったものは、まだ我々内部でまさに検討しているところでございますので、この場で具体的な内容については申し上げる段階でございませ⓪、そこは現在考えているということでございます。一応我々の回答として申し上げます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。他にご意見ございますか。山田委員、どうぞ。
- **山田委員** フォローアップの件ですが、資料「EC.9/3 rev.」9ページの表、無償資金協力の評価のところ⓪空欄になっておりますが、外務省とJICAの間で特に、独法化後の評価をどのようにするか整理をしております。概ね整理がつきつつあるのですが、基本的にJICAが行う評価はJICAが行ったこと、すなわちこの表でいうと準備、具体的に基本設計調査がどうだったかということ⓪評価する。外務省は、1つは国別やセクター別の評価を行うということと、もう1つは政策評価法に基づいた評価を行う。特にA案件やB案件にあたるようなものは、その政策評価法で評価すべき案件⓪あてはまるものが殆どだと思⓪いますので、政策評価法に基づく評価を行うということになるかと思⓪います。

そのような意味で評価については、外務省とJICAそれぞれが担当する部分があるということになるかと思⓪います。ただ書きぶりについて6ページ「6.フォローアップ」に戻り、2つめのパラグラフでは、どのようにフォローアップをするか⓪いうことは、さらに検討する必要があるのではないか⓪いうように思⓪います。2つめのパラグラフは、このようなこと⓪でいいのではないか⓪と思⓪います。無償資金協力の場⓪合は、実施促進をJICAが担当し、評価段階までを外務省が担当する⓪いうことで、JICAは基本設計調査の評価部分⓪いうところが、残っている⓪いうことだと思⓪います。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。松本委員は先程手を挙げておられましたが、よろしいですか。それでは、お願いします。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** おっしゃるとおりフォローアップの体制は、私も書き込んでいないので、もし特別な体制が必要であれば、この間そのような議論が出来ればした方がいいですし、委員会の提言としてはここまでで、体制までは JICA の判断に委ねるという方法があるかと思えます。もう 1 つは私が書いた資料の 3 については、もちろん遵守のところで議論して頂いても構わないですし、今ご意見があるのであれば、他の委員の方々のご意見を伺いたいと思っております。
- **原科共同議長** この点はいかがでしょう。松本委員の資料「EC.13/2」2 ページ目の最後、フォローアップの 3 つめの点のところ。基本的にはこのようなことが必要だということだと思のですが、これに対する JICA 側のご意見はいかがでしょう。それでは上條さん、どうぞ。
- **事務局 上條** すみません。少々質問なのですが、JICA が環境社会配慮調査について、ベストを尽くして行ったとしても、やはり情報の限界や方法の限界、必ず不確実性というものがあると思えます。それが例えばモニタリング段階にいき何か分かった時は、それは JICA の手が離れてしまった後だったとして、今まで分からなかったことがモニタリング段階で新たに分かったとすれば、それに対する措置がなされるかと思えます。その不確実性ということに関して言えば、どのような扱いをするのでしょうか。この問題という中に、入らないという理解でよろしいのでしょうか。
- **原科共同議長** 今の件について、山田委員どうぞ。
- **山田委員** むしろ「調査に問題があったために」と書くから良くないのであって、予期せぬ影響があるかないかというのは、調査に問題があったために起こったのか、そうでないのかとは別の次元の問題です。問題があったために起こったというのでは、なかなかそれを人として認めにくいのだと思えます。ただ、予期せぬ環境社会配慮が生じたというような指摘がなされた場合は、問題の把握に努めましょうということはおもな事だと思えます。調査に問題があったためにと書くとかえって、人の心理としてやりたがらないのだと思えます。
- **原科共同議長** そうですね。なるほど。事業後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘された場合は、JICA の準備段階等で問題があったかどうか、その段階で確認をするので。問題の把握というのは、そのような表現でということです。このような趣旨でしたら、上條さんよろしいでしょうか。
- **上條** はい。分かりました。
- **原科共同議長** 他にございますか。これでよろしいでしょうか。それでは一応、「EC.9/3 rev.」の 6 ページと別紙 1、2 も終わりました。ここまでできましたので、実施体制に参加しますが、その前に総合的なご意見と申しますか、そのようなものが 1 つきております。もう 1 枚の資料として「EC.13/4」という 2 枚のものでございます。これは、IAIA (国際影響評価学会) 会員の浦郷昭子さんから頂いたものです。「JICA 環境社会配慮ガイドライン案に対する要望と提案」でございます。これはご覧のように 1 番、2 番、次のペ

ージに 3 番という具合にご意見頂いております。1 番の「カテゴリ分類」については、ご覧のようなことで、こういった項目を増やすことを提案したいというご意見でございます。

それから、2 番目は「プロジェクトの各段階における環境社会配慮について」ということをございまして、これは総合的なご意見になるのかと思います。今日ご本人がいらっしゃっていないので、あまり詳しく議論をするのは難しいかと思いますが、こういったご意見です。

それから次のページは、「3.スクリーニング実施のタイミングについて」というご意見を頂いております。それから 3 ページにフローチャートを頂いております。ただこの図の位置を拝見致しますと、JICA の分担と、事業の実施の部分とでは本当は間があきます。それが、これは間がなくついてしまっておりますので、そのあたりの整理が今までの我々のとは違うかもしれません。これはむしろ提案されたご本人に、出来ましたら JICA から聞いて頂けますか。そのご意見を、またドラフティングの段階で生かすということでもよろしいでしょうか。今日ここで議論しても回答できませんので、この分はそうさせていただきます。

このような意味合いで、実施体制に入る前のところでご意見がございましたら、お願い致します。それではどうぞ。

- 臼井氏 自然環境研究センターの臼井でございます。5 つほどございます。細かいことも含めて、ばらばらで申し訳ございません。一つ目です。事前調査とか S/W ミッションなのですが、定義がはっきりしないので、とりあえず事前調査ということでお話をさせていただきます。自然環境なのですが、必ず環境配慮団員等の団員は、現地に必ず行って頂きたいというように考えております。それは百聞は一見にしかずということで、かなりそれでよく分かります。また現地に行く時期について JICA でよく考えて頂きたい。私は何回も行きましたが、例えばラマダンの最中に調査を行うとか、雨季に調査を行うとか、現地の体制が全く整っていない段階で調査に行っても、現地にきちんと行けないとか、時間が取れないということもございます。ラマダンとかそのようなことは、前々から分かっていることですので、是非避けて頂きたい。

二番目はこの環境社会配慮のことなのですが、鈴木さんが先程おっしゃったように、環境社会配慮ということは、例えば EIA というのは法的な環境社会配慮だと私は思っております。環境社会配慮というのは、全てのプロジェクトで、どのようなプロジェクトでも配慮をしなければならないという基本的な考えの下に、このガイドラインを運営して頂きたい。というのは、カテゴリ A や B に分けてしまえば行わなくてもいいということではなく、例えば建設時や供用時に密漁や密伐採や移入種の導入とかの負の影響が考えられます。そのような影響に対する細かい配慮が必要ですので、そのあたりの環境社会配慮というのは EIA だけではなく、全てのプロジェクトに、全ての段階で行って頂きたい。そのような基本的なことを考えて、このガイドラインを運営して頂きたい

ということです。

三番目は、このガイドラインが出来た段階で、資料「EC.12/4」にも書いてありますが、研修を行って頂きたい。JICA の本部、事務所、大使館の担当者の方にも要請するようなことが書いてあります。これは必ず環境社会配慮というものはどのようなものかということ、よく分かって頂かないと結局物事は運用できていかないと思います。またこれは全て英語に訳して、現地政府にもこのようなことを行うのだということ、周知徹底して頂かないと、結局これもうまくいかないと思います。それで、言葉の定義をどこかで必ず行って頂きたい。EIA とは何か。これはいいかと思いますが、環境管理計画とは何かというようになりますと、私達が思っていることと、向こうが思っていることが全く違っているということがあります。言葉の定義はどこかでしておく必要があると思います。

四番目ですが、これは吉田委員からもお話がありましたが、これを行えば時間とお金は絶対にかかります。人的支援も絶対にかかります。それで今、JICA が事業をたくさん行っておりますが、もっとやはり絞って行っていないと、これは現状のやり方では、このガイドラインを全て行くと事業が出来ないと思います。ですから今後のプロジェクトをどう選ぶかということで考えていかなければならないと思います。

五番目です。これが最後になります。現地の EIA のことですが、現地の再委託で例えば EIA を行った場合、向こうの実施機関の能力がほとんどない。コンサルタント等は JICA から、このようなところがあるからということで再委託をしますが、再委託をした方にほとんど能力がない、そのような能力があるところが全くないという国もございます。そのあたりについて、今後よく考える必要があると思います。私の経験ですが、向こうの大学の人達にもほとんど能力がない場合もございます。ドクターとか、すごいタイトルが付いていたとしても、全く自然環境について分かっていないということもございます。そのあたりどうしたらいいかということは難しいですが、そのようなことも考えた上で運用していかなければならないと思います。以上でございます。

- **原科共同議長** はい。どうもありがとうございました。今のご意見について、何かレスポンスはございますか。
- **鈴木** 簡単に検討状況を今のご意見についてお話したいと思います。一点目の事前調査については、カテゴリ A 案件はやはり現地踏査をすべきであろうというように、今までの中で議論をしております。これは委員会の場で、そのような議論で動いているということが1つでございます。

二点目は、環境社会配慮は全てのプロジェクト、全ての段階ということです。カテゴリ A、B、C 分けをしますのは、具体的にどのような手続きで、どの程度の制度、どのようなステークホルダーとの協議、そういったものを見ていくかという目安としてのカテゴリ A、B、C で、この環境社会配慮ガイドラインのおそらく前文なり、基本的な考え方に入ってくるのは、環境社会といったものに JICA が十分と、別に A に分けて、B

に分けた以外のものは行わないということではなく、そこにきちんと配慮して行っていかなければならないということは、基本的な考え方として、あるいは精神として出てくるのではないかと考えております。従いまして、そうではないのかと申しておりますのは、委員会の提言がそうなるであろうということをごさいます、それを受けて JICA 自身としては、全てのプロジェクトにおいて、きちんと環境社会配慮をしていかなければならないと考えております。具体的な手続きというものはもちろん、与え得る影響の深刻度に応じて変わってくるものだと思います。

三点目のガイドラインの研修でございますが、書いてありますように努めます。職員、本部、在外事務所は努めます。大使館について要請をするというのは、我々マンデットはございませんので、外務省に要請するという言い方しておりますが、それについては行っていきたくて思っておりますし、英語に訳して、当然ながら途上国政府にも周知徹底といいますか、最初にやはり途上国側のパブリックコメントを求めなければならぬのではないかと申しております。言葉の定義もあわせて、JICA としても事前調査や予備調査等色々な言葉を使っておりますので、それを含めて言葉の定義をしていきたくて思っております。

四点目のお金と時間がかかるということは、まさにそうだと思います。予算がもっと付けばいいとは思いますが、そうでない現状においては、かなり我々もプロジェクトを選定するところで、きちんと絞り込むなり、工夫をしていかなければならないのではないかと申しております。

五点目の再委託の問題は、非常にやはり深刻だと思います。ここはすぐに解決策が出るわけではありませんが、どういった形で、現地で再委託する分が本当に出来るのか、途上国側の能力も見極めながら、そこに対して支援といったもの、あるいは技術協力もしながら一緒に行っていく部分、日本のコンサルタントも一緒に行っていく部分というのも出てこざるを得ないのではないかと申しております。簡単ですが以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは、何かございますか。山田委員、どうぞ。
- **山田委員** 研修の点ですが、私もこの会議に出て研修をしているつもりなのですが、何が出来るかということは、なかなか大変だと思うのですが、出来ることから行っていくようにしたい。例えば無償・技協実務担当者会議というものを 2 年に 1 回くらい、色々な地域で行っております。そのようなところで環境社会配慮について、(ガイドラインの議論の途中ですが、) 8 月には中南米において行われる予定でございますので、そのようなところでも説明していく。それだけではなく、色々な形で環境社会配慮について、考え方というようなものを色々な機会を通じて、研修と呼べるまでにはいかなくとも、そのような考え方を省員にインプットしていくことに努めたいと考えております。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。今の件は、よろしいですか。それでは、いよいよ最終のステージですが、実施体制について残り 1 時間 30 分ほど議論したいと

思います。これはまず JICA の鈴木さんからご説明頂いて、そのあと松本委員よりお願い致します。

- **鈴木** はい。それでは「EC.12/4」と書いてあります、前回配布している資料で、下に 1/4 ページと書いてあるものでございます。簡単にご説明致します。JICA の実施体制として、1 つめが環境審査担当部署の設置を考えております。JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施され、ガイドラインの遵守を確保するため、担当部署を JICA の中に設置する。その部署においては、環境社会配慮報告書の調査（これは JICA のものです）、ガイドラインに基づく手続きに関する指導（これは、案件の検討段階から全ての手続きの業務フローに応じた指導）、プロジェクトの実施状況の把握と分析ならびにその結果に基づく対策、対外的窓口業務を行うことを考えております。

具体的な環境審査手続きがどのようになっているかということは、(2) からでございます。プロジェクトの担当部署は、以下に示す案件管理の各段階において、環境審査担当部署と協議をする。これは実際に実施している、開発調査や無償資金協力を実施している担当部署が、この上に記してあります、環境審査担当部署と協議を行うということです。あわせて環境審査担当部署だけではなく、各部にも環境審査担当者というのを配置して、第一次的なチェック体制は各部で整えていきたいと考えております。

まず、開発調査でございます。どの段階で環境審査担当部署と協議をするかというところでございます。カテゴリ分類の実施時。これは最初の要請書を受け取って、カテゴリ分類をするというところから始まります。カテゴリ A については、事前調査実施計画書と S/W、業務指示書。これはコンサルタントに対する業務指示書。スコーピング、インセプション・レポート、インテリム・レポート、環境社会配慮報告書（案）の各段階で、内容を協議することになっております。(ウ) は、カテゴリ B でございます。事前調査実施計画と S/W、業務指示書、インセプション・レポート、環境社会配慮報告書（案）の各段階。

次は無償資金協力で、カテゴリ分類の実施時は同じでございます。カテゴリ A につきましては、原則として開発調査の枠組み等で、環境社会配慮報告書を作成することを想定して、アの開発調査の（イ）の部分と同じ手続きをとることにしております。開発調査が実施されたあとのカテゴリ A につきましては、業務指示書と基本設計調査報告書（案）の各段階で協議を受ける。カテゴリ B につきましては、予備調査で初期環境調査等を行うこととなりますので、その実施計画書と業務指示書、環境社会配慮調査インセプション・レポート、環境社会配慮報告書（案）、基本設計調査報告書（案）の各段階。

技術協力プロジェクトについては、カテゴリ分類の実施時。カテゴリ A について、原則として開発調査の枠組み等で環境社会配慮報告書を作成することを想定しておりますので、開発調査の（イ）と同じ手続きとなります。開発調査実施済みのカテゴリ A につきましては、事前調査実施計画、R/D(Record of Discussion)、中間評価、終了時評価、事後評価の各段階でございます。カテゴリ B につきましては、事前調査実施計画書。こ



ここで初期環境調査を行うこととなりますので、その実施計画書と業務指示書、環境社会配慮調査インセプション・レポート、環境社会配慮報告書（案）、R/D、中間評価、終了時評価、事後評価の各段階になっております。これは必ず協議するということをございまして、これ以外にも随時必要な時は、当然ながら各部が環境審査担当部署と協議をしていくということを考えております。

次のページでございます。環境社会面からの審査のためのアドバイザリーグループの設置でございます。外部有識者等をリソースとする複数の委員から構成されるアドバイザリーグループを設置していきたいと思っております。これは環境審査担当部署が実際の事務局となって、そのようなアドバイザリーグループを置きまして、そこで環境審査に必要な助言を求めていきたい。必要に応じて、色々な審査項目というものが出てくると思いますので、委員を追加したりすることは柔軟に対応していきたい。検討の結果は情報公開をするということを考えております。

(4) が職員研修の実施でございます。JICA 本部及び在外事務所の担当者を対象とした環境社会配慮に関する研修を実施する。あわせて、専門家やコンサルタントを対象とした研修の実施を検討する。また、在外公館の経済協力担当官に対して、適切な研修が確保されるよう外務省に申し入れると書いております。JICA 職員につきましては、実施すると書いてあります。専門家・コンサルタントに対して、どのような研修のやり方が可能か、検討していきたいと思っております。当然ながら周知徹底ということは、我々としても行っていかなければならないことだと思いますので、出来る枠組みでこのように記してあります。

次が作業監理委員会でございます。これ全て、最後まで実施体制についてご説明してよろしいですか。

- **原科共同議長** 時間はないですが、最後まで説明して下さい。
- **鈴木** それでは、実施体制最後までご説明します。「2.作業監理委員会」でございます。作業監理委員会の（1）は、作業監理委員会がどのようなものか説明しているところでございます。開発調査業務の適切かつ効率的な推進をはかるため、調査作業監理委員会というのを現在設置しております。
- **原科共同議長** あまり早口でなくていいです。
- **鈴木** すみません。少し急ぎすぎました。元々早口なものですから、ますますスピードアップしてしまいました。環境社会配慮が特に重要な案件については、環境社会配慮分野の専門家を実際に委員として、現在委嘱しております。どのような方が委員になれるかといいますと、学識経験者、関係官公庁及び公団の職員等の外部有識者の他、国際協力専門員が委員となっている場合もございます。この作業監理委員会につきましては、この環境社会配慮ガイドラインということだけでなく、作業監理委員会自身の方法といったもの。どのような形でこの委員会を設置していくかというものについて、現在検討を重ねております。

なかなか JICA の中だけでは、技術的な知見が得られないというものは、なんらかの技術的助言は必要と思っておりますので、そのやり方を今検討しているという状況でございます。

「3.意思決定への反映」でございます。ここは、実際にこれまで大分議論が出ているところございまして、どう JICA の環境社会配慮といったものを、意思決定に反映していくかというところをまとめて書いたものでございます。議論はかなりされております。そこにあるように、性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度や開発途上国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加といった措置と実行状況について、要請検討時に確認する。ここでスクリーニングとカテゴリ分類を行う。その上で、環境社会配慮の観点から、外務省へ意見を具申する。ここは、これまでも大分議論をしております。必要な情報が不足する場合は、調査団等を派遣して、環境社会面の調査結果を外務省に報告する。これは外務省からの調査実施が出てくる前のところの意思決定を、どう反映していくかという点です。

(2) が、調査の実施指示がきた後のことでございます。当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮を行うよう相手国政府と事業実施主体者に働きかける。働きかけを行っても、環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICA の協力事業の中止を外務省に提言する。これは開発調査実施中に、これはやはりノーアクションというのがこれまで出てきておりますが、ノーアクションであろうという意見に至ったものは、調査中であってもノーアクションということはもちろん提言しますし、調査の結果としてノーアクションということも当然あり得るということで、これを二番目に入れております。

「4.ガイドラインへの遵守」ということで、異議申立への対応ということを我々入れております。一番目に書いておりますのは、開発調査と無償資金協力の JICA が実施する部分というのは、「EC.9/3 rev.」9 ページの表の中でも、要請確認段階と準備段階ということで、調査そのものが負の影響を及ぼすということは想定しづらいだろうというのが、最初の文章です。技術協力プロジェクトについては、これまで我々事業を行っている経験上、技術協力プロジェクト自身で、環境や社会への望ましくない影響は大きくはないと想定され、また実際に実施の部分を JICA は担っているということで、協力期間中であれば十分協力は可能というように思われます。そこにありますのは、以上のように JICA の調査自身によって、あるいは技術協力プロジェクトによって、直接負の影響を受ける関係者の存在というのは、なかなか想定しづらい。ただし、先程も松本委員からの議論にもありましたが、JICA の協力事業が将来事業化されるとき、影響を受ける可能性を有する関係者が存在するということが、意義申し立てへの対応というのを、その以下に書くように検討したいというように考えております。

2 つめが、(2) JICA の協力事業、調査事業によって、負の影響が可能性を含めて発生するおそれがあるということで、申し立てが行われる場合には、まずは新たに設置す

る環境審査担当部署が窓口となり、必要な措置、これはプロジェクト担当部署と申立者との意見の交換等を行い、措置をとるということが二点目。

(3) 申立者と JICA の間で必要な措置について合意が出来なかった場合、そして申立者が更なる対応を求める場合。これは JICA 内部に設置するシニアレベルの担当が対応することを検討したい。JBIC も審議役ですから、環境審議役といったものを設置されていると思いますが、そういったシニアレベルの担当が対応することを検討したいと思っております。これは先程、学識有識者からなるアドバイザリーグループ、こちらには検討会と書いてありますが、アドバイザリーグループも設置して、特にカテゴリ A 案件に大きな影響を及ぼし得るものについては、JICA 内の実施体制を整えるということから、合意ができないで、さらなる異議申し立てを行う事例は少ないと見込まれるために、第三者機関ではなく、JICA 内部のシニアレベルの担当の対応にしたいというのが、三点目でございます。

(4) 異議申し立ては、JICA の協力期間中であれば、どの段階でも可能とすることを基本にしたいと思っております。ただし、JICA 協力終了後（本格調査終了後、あるいは基本設計終了後）に、明らかになった事実に対する異議申し立てについては、合理的な理由が認められる場合は、相手国政府に対し適切な対応を働きかけるなど問題の解決に努めたいというように考えております。

次が「5.ガイドラインの適用及び見直し」でございます。これまでもご説明してきたかと思いますが、このガイドラインは平成 16 年 4 月 1 日に、JICA 環境社会配慮ガイドラインとして公表したいと考えております。1 年間、このガイドラインの本格施行のための準備期間をおいて、平成 17 年 4 月 1 日以降より施行することとしたいと考えております。JICA は、この本ガイドラインの実施状況について確認をして、このガイドラインが施行後、平成 17 年からの 5 年以内に包括的な検討を行う。必要に応じて改定を行う。改定を行う際には、我が国政府、途上国政府、我が国の法人等、専門家、NGO 等の意見を聞きつつ、透明性を確保して見直しを行っていきたいと思っております。

「6.その他」ということで、名称でございます。JICA が行う環境社会配慮といったものを、一応言葉の定義をした上で、簡潔に「JICA 環境社会配慮ガイドライン」と表現することがいいのではないかと考えております。

最後のページでございます。「6-2 技術的基準の準備」ということで、皆様よくご存知のように、開発調査の事前調査を対象とした環境配慮ガイドラインは 20 セクターございます。この環境配慮ガイドラインはスクリーニングとスコーピングの手法を示しておりますが、JICA 職員が新ガイドラインに示される手法に基づいて、業務を適切に行うためには、参考資料が新たに必要だと考えております。今のガイドラインを活用しつつ、他の機関が作っておりますセクター別のガイドラインを参照にしまして、具体的な代替案の検討を含めたアセスの手法やチェック項目を整理した参考資料といったようなものを整備していきたいと思っております。これはガイドラインが出来上がった 4 月

1日以降、準備期間で順次整えていきたいと思っております。以上でございます。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは続きまして、松本委員のご意見がございます。これは「EC.13/3」ということで、本日追加で配布致しました。先程ご説明頂いたモニタリング、フォローアップというご意見の次のページから始まっております。お願い致します。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。私は実施体制がローマ数字のⅢで、Ⅳにその他の重要事項となっておりますが、今の鈴木さんのお話と並べれば、全て関わってきますので、全てお話したいと思っております。まず、最初の実施体制ですが、私も環境社会審査室（仮称）と書いてありますが、このような設置が必要であるというように考えております。要請段階からモニタリング及びフォローアップ段階まで、JICAの協力事業がこのガイドラインを遵守して適切に行われるようにするのが、最大の目的であります。

この位置付けとしては、非常にくどい組織論ですが、協力事業を行う各部から独立した組織として設置されるべきだと思います。何か協力事業を行う部の下部とか、1つの課とかではなく、やはり横並びの同等の組織であるべきではないかと思っております。

この審査室というのは環境配慮面のみならず社会配慮面での専門性をもって、協力事業における本ガイドラインの遵守を確保できるような、十分な組織と体制というのが必要だと思います。

また責任かということと言われてしまうかもしれませんが、JICAの協力事業に関わる各段階での意思決定において、環境社会配慮面の審査に責任を持つと同時に、役員レベルで環境社会配慮に責任を有する者を置くべきである。私が組織論の話をするのも非常に変ですが、やはり少なくとも役員会のレベルで、環境社会配慮担当者というものは、是非置くべきではないか。それがここの新しく出来る環境社会審査室と有機的に繋がるということにおいて、組織的に環境社会審査に対して責任が持てるのではないかというように、私自身は思っております。

「1-2 環境社会審査室（仮称）の責任と役割」で、実はこれは考える時に非常に迷いました。迷ったことをそのまま小さい字で書きました。何に迷ったかと申しますと、「JICAにとって審査とは何か」という点が非常に悩みました。例えばJBICであれば、『融資する』という意思決定をするかどうかを環境社会面から審査するという役割だということで、非常に明確に分かるのですが、JICAの場合は何が意思決定なのかというのが分かりません。何を以て意思決定とよぶのか。もちろん支援するかどうかは外務省が行うとか、そのようなことはすでに明らかになっておりますが、ではJICAは何の意思決定もしていないのかと言われれば、多分そうではないと思っております。しかもそれがどのレベルで行われているのか、実はよく分からない。例えばJBICであれば、ここは部長会議でとか、ここは役員会でとか色々あるようですが、JICAの場合はそこもよく分からないという中で、非常に悩んだわけです。

変な話、プロジェクトの形成を一緒に進めたのでは、審査にはならないのではないかという気がします。独立性が担保できない。もちろんある程度プロジェクト形成を一緒にするのでしょうが、本当にそれですと行って、最後に出来たものはこのガイドラインに遵守しているかどうかという審査にはならない。従って審査機能が必要であれば、どのようにすればいいのかというのが、実はよく分からなかった点です。そこに JBIC の SAPROF の例を挙げているのですが、いわば JBIC の中で唯一持っているグラントで行う F/S ができることなのですが、SAPROF では、例えば環境審査室というのも調査に加わってはいますが、あとで案件になった時に、この案件に融資すべきかどうかを審査する人でもあるわけです。従ってその審査する人が、どこまでこのプロジェクト形成に関わるべきかというのは、非常に悩ましいところだと思います。私はその悩んでいる話を聞いたことがあるので、まさに JICA はそうかと思っております。

ここで私なりに次の提案をするにあたって、JICA は 2 つの意思決定のようなものがあるのではないかと。1 つは JICA が協力事業を進めるかどうかを判断するという段階。これは JICA にとっての一種の意思決定ではないか。および JICA が協力事業の結果を内部で決定するところ。これも 1 つの意思決定ではないかというように、私なりに想定してみました。従って JICA の審査というものは、JICA が協力事業を進めるという意思決定をするかどうかを、環境社会面から審査をすること。それと JICA が協力事業の結果を内部で決定する際に、それがこのガイドラインを遵守しているかどうかを審査することという、2 つの側面があるのかというように思っています。

もちろん JICA はその審査室という名前を使ったとしてもそれは審査ではなく、一緒にプロジェクト形成をし、そのプロセスの中で環境社会配慮ガイドラインを遵守させるのだというやり方もあると思います。それは議論の対象だと思います。私の整理でいきますと、協力事業の次の段階で環境社会審査室というのが、協力事業を担当する部局と連携をとりながら、協力事業を実施すべきかどうかという JICA の意思決定に反映するための審査を行うということになります。少々回りくどい言い方ですが、もちろんそれ以外の段階でも、必要に応じて環境社会審査室は協力事業を担当する部局に対してアドバイスをを行う。まず JICA のペーパーと書き方の大きな違いは、環境社会審査室を主語にしているということです。

他の部局が環境社会審査室とどこで協議をしなければならないか、相談しなければならないのかではなく、環境社会審査室の役割、責任というのは何かというまとめ方をしており、若干の違いがあります。各段階の「1-2-1 開発調査」にいきますと、要請時の全案件のスクリーニングとそれに基づいた環境社会配慮面での審査及び外務省への意見/提言の作成。ここは 1 つ要請にあがってきている案件を、実施すべきか、協力すべきかどうかの判断に深く関わることなので、これは少なくとも社会配慮審査室がしっかりと関わるべきだと思います。

2 つめは、事前調査時のスクリーニングの再確認。これも同様の理由から、非常に重

要な JICA としての判断ではないかと思えます。

3 つめが、カテゴリ A 及び B 案件に対して行う場合の S/W の内容。この S/W の内容も先程申し上げた意思決定に関わると思っておりますし、JICA が行う環境社会配慮調査の報告書というのが、まさに結果でありますので、従って大きな意思決定の材料かと思っております。従ってここにおいて環境社会審査室というのが、私は責任を持つという意味で関与すべきではないかというように思います。

それから「1-2-2 無償資金協力」も次に書いてありますが、やはり最初の段階のスクリーニングとそれに基づいた環境社会配慮面での審査及び外務省への意見/提言の作成です。それから予備調査時のスクリーニングの再確認ということです。カテゴリ A 及び B 案件につきましてはという 3 つめの点ですが、これは前回の委員会で外務省の山田委員から、カテゴリ A 案件は開発調査に全ていくという前提で話してもらっては困るという議論もありましたので、一応ここではカテゴリ A も含みたいと思えます。ただしその時の山田委員の発言内容についての私の理解が正しければ、山田委員がおっしゃったのは、相手国政府が適切な現地環境影響評価（現地法 EIA）を実施して、JICA による調査そのものが、必要のないカテゴリ A 案件の場合を想定しているような印象を受けました。その場合はすぐに審査に入れるというように思いますが、このあたりについては今までの色々な議論がありますので、それを包含しております。

私の意見として、カテゴリ A 及び B 案件については、環境社会配慮調査のスクリーニング及び調査報告書の作成。ここについては社会配慮審査室に責任があるのではないかと思います。それから、カテゴリ A 及び B 案件について、外務省が財務実行協議前に自らの意思決定を行うに先立ち、JICA に対して対象プロジェクトの環境社会面での審査を実施するように指示し、環境社会審査室がそれを担当する。審査において環境社会審査室は、国際協力銀行の海外経済協力等業務に準じた手続きと環境社会配慮確認を行う。これは何度も繰り返しておりますが、私は環境社会審査を外務省の無償資金協力課が行うのではなく、JICA が行った方がいいと思えます。従ってここに、このように書いています。もちろんこの委員会で決めることは出来ませんが、提言の時にどう書くかというのは改めて委員会の中で議論が必要だと思えます。

「1-2-3 技術協力プロジェクト」ですが、これは開発調査に非常に似ています。やはりスクリーニングと、それに基づいた環境社会配慮面での審査及び外務省への意見/提言の作成、その後のスクリーニングの再確認。それからカテゴリ A 及び B 案件については、報告書の作成及び R/D について。技術協力プロジェクトについては、中間評価、終了時評価、事後評価というものがありますので、これについても環境社会配慮面では、環境社会審査室が責任を持つということになります。

以上が 1、2、3 ということで、整理の仕方が少々良くなかったのですが、次からは実は「1-3」です。ここで一旦話が切れます。次が「1-2-4」ではなく「1-3」です。ここは前回も提案しております外部専門家委員会というのを設置する。これは JICA の提案の

アドバイザーグループと似ていますが、カテゴリ A 案件につきましては、協力事業の実施に助言を与え、事業の透明性とアカウンタビリティ向上を目的に、環境社会配慮のための外部専門家委員会を設置する。カテゴリ B についても、必要に応じて設置する。この委員会は、直接利害を持たない研究者、学者、NGO、企業からなり、議論は公開を原則とするということは、以前実はお話していることございまして、ここにもう一度書きました。

次の「1-2-5」は「1-4」に変えてください。申し訳ありません。職員研修の実施及びステークホルダーの理解促進とありますが、研修は重要だと思います。プラス、ステークホルダーの理解促進ということも合わせて重要なことだと思います。1点目は、JICA とほとんど同じです。2点目は、外務省に限らず関係府省の担当官が理解をして頂く必要があるというように思います。従いまして、この場にも国土交通省、農林水産省、経済産業省の方々が出ておられますが、そのような方にもしっかりと理解をお願いしたいというように思います。

それから最後のところが、ステークホルダーの理解促進のところですが、このガイドラインについては当然、日本語/英語で JICA のホームページに掲載するわけでしょうけれど、プラスして主要な被援助国では、住民たちも読むことができるように、出来るだけ順次追って、その現地公用語へ翻訳することが必要だというように思います。また、被援助国の政府には当然説明をしたいと思います。関心を持っている NGO、専門家、企業（現地コンサルタント）などを対象にしたセミナー等を通じて、ガイドラインの内容に関する市民社会の理解を深めることが重要である。このあたりについても、重要性を鑑みて、対応をしてもらいたいと思います。以上が JICA の実施体制に対する提案でございます。

2つめが日本政府の体制。これはこの委員会の性格上「提言」ということになりませんが、繰り返しになって申し訳ありませんが、実施体制や専門性に鑑みて、カテゴリ A 及び B 案件に相当する無償資金協力の環境社会面での審査を、JICA に委託することを強く求めたいというように思います。それから全てのスキームにおいて実施の意思決定を行うのが外務省等日本政府であることに鑑みて、特に外交的な判断等によって JICA の意見や提言と異なる判断を下す場合、それに対して政府としての説明責任を果たせる体制を整えることを強く求めたいというように思います。これが日本政府に対する体制の提言であります。

3つめは作業監理委員会ですが、作業監理委員会が必要かどうかという議論はあると思います。私はその中に入ったことがないので分かりませんが、少なくともその環境社会配慮面で外部専門家委員会というのを設けるのであれば、それが設置されているような案件については、作業監理委員会に外部専門家のどなたかに入ってもらわなければならないか。そうでない場合で、環境社会影響が懸念される場合は、適切な環境社会配慮分野の専門家を委員として委嘱する。次の 2 つですが、作業監理委員会というのは、

直接利害関係を持たない方々からなっていて、専門的な知見は必要ですが、当該事業に直接利害を持たない人達からなって、やはり議論は原則として公開するという事は、絶対に必要ではないかと思えます。

「4.ガイドラインの遵守」でございます。第一に JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保しなければならないという一言は、絶対に入れなくてはならないと思えます。その上で、遵守のためには、私は様々な方法があると思えます。その一環として、本ガイドラインの不遵守に関する異議申し立てを受け付け、必要な調査と意見具申をするため、協力事業を実施する部局や審査担当部局から独立した理事長直属の機関、これは先程の言葉でいうシニアの担当官という意味と同義かと思えますが、それを設置する。その機関の主な役割というのは、JICA 協力事業の対象プロジェクトによって引き起こされた、もしくは引き起こされる可能性が高い環境社会面での被害が、JICA 協力事業における本ガイドライン不遵守に、原因があるかどうかを現地調査等によって明らかにし、必要な対応策や解決策を JICA 理事長に提言するというものである。詳細の手続きに関しては、本ガイドライン制定後半年以内に、透明性と公開性を確保したプロセスによって新たに定めることとするというようにしております。これは似ているようで、JICA 案とは少し違う気がします。

それから「5.ガイドラインの適用及び見直し」です。このガイドラインは平成 16 年 4 月 1 日に制定し、平成 16 年度に要請が行われる案件から適用する。これは異論があるかもしれませんが、通常要請は 8 月末に締め切られると聞いております。平成 16 年 4 月といっても、実質的には平成 16 年 9 月以降の施行になるというように理解致します。もし翌年の平成 17 年からということになれば、結局平成 17 年 8 月末以降に要請書が出された案件からということになれば、実質上 1 年半の準備期間があることになるのではないかというように思えます。私は平成 16 年の要請案件から適用してみてもどうだろうかというように思えます。このガイドラインの運用実態については、施行後 5 年以内に包括的な見直しを行って、必要に応じて改定をする。その見直しにあたっては、主要なステークホルダーの意見を十分聞いた上で、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセスで改定を行って欲しいということでもあります。

「IV.その他の重要事項」ですが、1 つめは他のガイドラインとの関係。これは何度か議論になっているかと思えます。平成 16 年 8 月末の要請を一度締め切る時に、JICA がこれまで作成した課題別指針やガイドラインに準じる文書類において、環境社会配慮上の遵守が求められる項目を抽出し、本ガイドラインの遵守の対象とする。その際、透明なプロセスを確保し、関心ある人々の意見を十分にふまえたものにしなければならない。必要に応じてセクター別ガイドラインを本ガイドラインに則って改定する。そして、本ガイドラインの目的を達成するため、環境社会配慮上必要と考えられるガイドライン（世界銀行で言うセーフガード政策、例えば先住民族、非自発的住民移転、紛争地域におけるプロジェクト、国際河川におけるプロジェクト等）については適宜作成する。こ



の適宜というところは、必要に応じてという言葉が抜けているかもしれません。

「2.無償資金協力」については、本ガイドライン改定委員会の端緒となった「外務省を変える会」の提言に立ち返り、無償資金協力についても同様のガイドラインを策定するか、内容面では本ガイドラインを適用した上で適切なプロセスを定めるべきではないかというように思います。

「3.各省 ODA」について、JICA の開発調査に類似した機能を持っている機関は（例えば JETRO FS のようなものがあります）、JICA の環境社会配慮ガイドラインと同様のガイドラインを策定するか、実質的に本ガイドラインを適用するべきではないかと思えます。このような提言をこの委員会から出す必要があるのではないかと思います。

「4.外務省等日本政府への提言」ですが、本ガイドライン改定委員会では、JICA の業務範囲を超えて、外務省や日本政府の役割にも踏み込んで提言を行っています。従って、関係府省に対しては、この提言を踏まえた制度構築を強く求めたいというように思えます。提言委員会が日本政府に出した内容の結果について、あるいはレスポンスを本ガイドライン改定委員会のフォローアップ委員会で報告して欲しいということも、付け加えて提言の中に入れておきたいと思っております。

それから 5 番目。これが最後ですが、「経験等の組織的な共有と蓄積」であります。JICA はこれまで様々なテーマで研究を行っておりますし、本改定委員会でも民主化、経済評価、ソーシャルキャピタルといった、JICA がホームページで公開しているような研究会の報告書についても触れています。こうした研究結果がオペレーションにどこまで適切に反映されているのか。あるいはガイドラインの議論にどの程度反映されたのかというのは、私は若干疑問があると思えます。あれだけ国総研で色々な研究会をしているのに、もしそれが研究会レベルで終わってオペレーションに適用されないのであれば、何のための研究会かということを思えます。ホームページを見るたびに、そう思うわけです。従ってこの JICA による研究というのは、環境社会配慮ガイドライン等協力事業の適切・効果的な実施につなげる努力というのは必要ではないか。本ガイドラインの次期見直しまでに、関連する研究・調査報告書をレビューした上で、ガイドラインの見直しに反映させるべきではないかというように思います。

最後になりますが、この改定委員会では、JICA 自身がレビューした過去の案件の問題点が提出され、議論の端緒となりました。その一方で、「プロジェクト研究」の報告書が 2 年間もたなごらしにされた事実も明らかになっています。JICA は、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を確実にするため、こうした過去の案件についての批判的な検証を外部者も交えて公開性を保ちながら積極的に行うべきではないかと思えます。やはり、ついつい自分達の行ったことをプラスの側面で議論する傾向が多い中で、このガイドラインの冒頭、様々な過去の事例から、JICA 自身による批判的なレビューが行われたということは、意味があったことだと思いますし、やはりそのようなことをもう少し積極的に行って、今後のガイドラインの見直しにも反映して欲しいというよ

うに思うので、この一文を入れました。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。少々時間がなくなり、18時35分になりました。少し量が多いのですが、全て一遍にすると大変だと思いますから、まずJICAの実施体制の部分だけでも随分ありますから、ここの部分から始めたいと思います。ここに20~30分時間を使いたいと思います。深田委員、どうぞ。
- **深田** 今後JICAの環境ガイドラインを、実質的にきちんとフォローしていく体制について検討をしております。独立法人後のJICAの組織改革の中で、それを位置付けていきたいと思います。基本的に私は、松本委員がご指摘の点は、ほとんどの点において賛同ですので、この趣旨は入れていきたい。ただ一点だけございまして、役員レベルで責任を有するものを置くべきだということについては、これはむしろ組織全体として、きちんと責任を取れる体制にすると、このようなことで理解してよろしいのでしょうか。それは部内での決裁体制の問題でもありますので、役員を置いた部署にするかということについては、必ずしもそこまでは必要ではないのではないかとこのところだけ、若干私の意見でございます。あとは基本的には実施体制については、ご指摘のとおりであり、全て私は重要な指摘だと思いますので、これを念頭において、さらに検討していくと同時に、もう少し先程おっしゃった、環境社会審査担当部署を主語とした書き方に、ガイドラインも書き換えるなり、そこはまた検討していく必要があるのではないかと思います。私からは以上です。
- **原科共同議長** そうしますと、今おっしゃった実施体制は、基本的に松本委員のご意見が対応できそうだということで、3ページの上のところまでということになります。「1.JICAの実施体制」というものは色々あります。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** 外部からお話するのはおかしいかもしれませんが、松本委員とJICAのペーパーの1つの違いは、報告書の文書をどこで作成するかということだと思います。JICAで出されているのは、基本的にはプロジェクトを行う部署が作成をして、それを審査するというイメージだと思います。松本委員の方は、環境審査室で作成すると読めます。これはかなり違うところかと思えます。このあたり、環境プロパーの部署がそのような報告書を作成するということは、実現する可能性があるかどうかということですか。かなりプロジェクトによって特性が違うのではないかと思います。そのあたりを、プロジェクトを行っている部署が報告書を作成して、それを審査するのか。あるいは、完全に独立して報告書を全く別のサイドから作るかということとは違うと思えます。
- **原科共同議長** 私は同じだと思います。担当部署を内部に設立するという、内部というのはJICAの内部であって、プロジェクトを行う部署ではないのですか。
- **鈴木** 私どもが考えておりますのは、現状で言えば環境・女性課といった我々の部署は、プロジェクト担当部署ではございませんので、ここがプロジェクト担当部署ということになりますと、例えば社会開発調査部で作った環境社会配慮調査報告書を、我々が内容を審査するというところで、我々自身が作るということではないというように整理をして

おります。

- **原科共同議長** それですと、各部から独立した組織として設置するべきだということに、対応できます。どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 今の村山委員のご意見は、私の書き方からくる誤解でございまして、この「作成」というのは全部取って頂いて構わないと思います。基本的には「EC.13/3」の「1-2 環境社会審査室（仮称）の責任と役割」の最初の点に書いてありますが、以下の段階で各部局と連携をとって、協力事業を実施すべきかどうかという JICA の意思決定に反映するための審査を行うということで、基本的に私も審査ということで、作成という語を入れたことによって、多分村山委員は誤解をされたのだと思います。それは同じ意味です。
- **原科共同議長** よろしいですか。その上で、役員レベルでということの違いは大きいと思います。これは委員会の提言で出して、それを受けて内部で相談して頂きたいと思います。深田委員、どうぞ。
- **深田** すみません。さらに 1~2 点追加ということで、コメントをさせて頂きたいのですが、外部の委員会の設置なのですが、JICA 案ではアドバイザリーグループを設置して、一般的な観点から意見を求める。カテゴリ A 案件については、外部の専門家委員会にかけるということだと思います。この点については、アドバイザリーグループを設置して、我々が情報を公開していく過程で、アドバイザリーグループから適宜フィードバックして頂くということで、十分確保できるのではないかと感じております。必ずしも A 案件で全て、委員会を招集して、そこにかけて審査してもらうという必要は、手続き的には必要ないのではないかと個人的にはしております。
- **原科共同議長** ここは違うのですか。この表現だと同じような感じがしますが、違うということですか。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** 少々補足させて頂きますと、我々が考えておりますアドバイザリーグループというのは、1つのまとまった、何人かは分かりませんが、例えば 5 人なら 5 人の常設グループのようなものを考えておまして、1つの案件ごとに 1つ 1つというのは、非常に作業的にも多くなりますし、大変な数を抱えるということは、あまり効率的ではないと思います。環境社会配慮といった意味での、様々な専門性を持たれた複数の方々。これは NGO の方もいれば、大学の先生方もいるし、民間の方もいるようなものを 1つ作っておいて、そこが環境審査に必要な情報というものを、カテゴリ A なり B なり C なり、我々がお伺いするものについてアドバイスを頂く。必要な専門性が足りない場合には追加して、例えば社会面の何かを追加するといったようなイメージをしております。
- **原科共同議長** そうしますと、外部専門家委員会という表現でもいい組織になりますか。
- **鈴木** 今特に、1つ 1つに個別につけるといのは大変だと思います。
- **原科共同議長** 例えば地方自治体では、全ての環境アセスメント制度では審査会を持っております。あるいは技術評価委員会という言い方もします。そのような審査会に相当

するものは常設です。そのようなものと考えてよろしいですか。常設しておき、必要によって委員をプラスするということです。今の点はいかがですか。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** これは是非検討ご意見を頂きたいのですが、私は日本国内と違って、そのある国の状況や、あるセクターの状況によって、かなり同じ環境社会配慮といっても、知見に差があるような気がします。従って、本当に常設で固まった5人が、様々に農業もあれば鉱工業もありというようなものに対して、適切に判断できるのか。あるいは国もばらばらです。そのような中で、その国における住民協議のあり方みたいなものに、悩みが出てきたりすると思うし、そのようなものを5人くらいで、常設で対応するというのは、私はかなり難しいのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今の私の理解は、5人くらいを常任して、これにプラスまた増えるから、実際10人くらいで審議するというようなイメージではないのでしょうか。
- **鈴木** そのあたりは柔軟性を持たせているつもりでおりまして、例えばアジアでも色々な国がありますが、インドネシアに詳しい人が必要であれば、インドネシアの方に入って頂く。ですから、コアメンバーとそれ以外のメンバーというやり方もあるかもしれません。それはまだ議論を深めていないところです。
- **原科共同議長** 私のイメージは、コアメンバーとその他です。コアメンバーが5人くらいいいないと。適切な人を選ぶのにコアメンバーが5人くらいいれば選べると思います。合計10人くらいというイメージです。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** しかし、今のお二人の大きな違いは、アドバイザーグループというのは、検討の結果を情報公開するというようになっておりまして、松本委員案は、議論そのもののプロセスを公開するというように理解したのですが、それでよろしいですか。ここはかなり雰囲気違ってくるし、公式的なアドバイザーグループの責任が云々といった時にも、結果のあるレポートだけある場合と、プロセスが見えている時に、最後に何が起きたかという、かなり影響力が変わってくると思うので、これは鈴木さんの方の案はプロセスを見せないという感じですか。
- **鈴木** 決してプロセスを見せないということではなく、色々な段階で検討されるので、その検討の結果という意味です。議論をオープンにすべしということであれば、この委員会のように、議論の議事録をそのまま載せるということも当然あると思います。書き方が悪くて申し訳ありません。
- **國島共同議長** 少々他の省の例で言葉を慎重に選んでお話させて頂きますと、昔の労働省（今の厚生労働省）に、大規模工事計画審査会というものがございまして、これは非常に大きな建設工事は労災の事故で危険に満ちている。従って今の案のように、色々な分野の専門家をプールしておいて、例えばトンネル工事だったら6~7人集まる。ダムの工事だったら何人集めるというように、そこで行われた施工計画書といいますが、計画の総合的な文書に対して、労働の安全災害が発生することを、十分に防ぐ措置や管理方法があらかじめ計画されているかということを行っているわけですが、ここのプロセ

スは関係者だけで、結果が関係者に示達されている。

このように公開されていないのですが、このようなことを言うと怒られるかもしれませんが、ある一面で機能している部分はあるものの、なかなかダイナミックな影響力があるかという、そうでもないこともございますので、ここは是非今までのそのようないい例を学びつつも、なかなか難しいところや不十分なところもあるということ、是非ご理解頂きたい。私はむしろ松本委員の案の方がすっきりしていて、もし作るとするといような気がして聞いておりました。

- **原科共同議長** 私も同じように感じます。いつもの私の持論ですが、このような審査のプロセスは出来るだけ公開しなければならないと思っております。ただ、ものによっては、例えば入学試験等で、個人の評価等は公開できないですが、これは公共的な問題ですから是非公開するべきで、松本案については私もサポート致します。他にご意見ございますか。河野委員、どうぞ。
- **河野委員** JICA の資料で、ガイドラインの遵守を確保するための担当部署。松本委員の資料で（仮称）環境社会審査室と書かれている部署の責任と役割というのを、もう少し議論した方がいいのではないかという気がしています。まさに松本委員の資料にある「JICA にとって審査とは何か」というのは、非常に難しい問題ではないかと思うわけです。JBIC の話も融資する、しないという判断だけの単純なものではないと思うのですが、JICA について考えれば、案件の採択は、外務省が責任を持たなければならない部分である。

その上で外務省から JICA に対して実施の指示を行うわけですが、そうした場合に JICA に期待されるのは、それをいかに適切に実施するのかということ、専門知識を使って考え、実施していくことだろうと思うのです。そうした場合ガイドラインの遵守という観点からするならば、それを単に行うか行わないかという判断だけではなく、ガイドラインに合致した形で、この案件を実施していくためには、何をしなければいけないのかということが、確保されなければならないと思います。

そうすると、それは案件の実施をいかに適切に行うかということになってきます。そうすると私はやはり、その案件自体について主たる責任を負うべきなのは、JICA の中その案件の担当部署ではないか。その担当部署が環境分野について、必ずしも蓄積された専門的な知見がないから、そういったものを継続的にみている部署の知的貢献を求め。その知的貢献を求める相手先というのが、ここでいう環境社会審査室ではないかと思えます。従って、Yes/No をいう機能というよりも、JICA の案件の担当部署に対するアドバイザー機能として恒常的に関与していくという役割を持たせた方が、より生産的ではないかという気がします。

- **原科共同議長** 今の件に関しまして、吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** 今、全く私も同じことを考えていたのですが、非常に基本的な問いかけだと思います。JBIC は銀行で、JICA は技術協力の機関。技術協力の機関というのは、ま

さに開発と環境社会配慮を共生させるような技術をどう移転するかということが目的であり役割ではないか。そう思うと、今河野委員から頂いた言葉がぴったりだと思いません。私も読んでいて違和感を、特に松本委員の資料に対して感じました。松本委員もそこは分かっている、ここに疑問を示してあえて我々に意見を求めたということで、私も意見を出しました。そこをきちんと考えた方がいいと思います。かなり後々に響く制度設計構築という問題です。

たまたま私が元おりましたアジア開発銀行の場合も環境室があって、そこは審査という言葉は使っておりませんでした。調査であり、分析であり、いかにプロジェクトの中身を環境配慮・社会配慮に則した形に形成していくかという、そのプロセスに関与する、最大限の知的貢献をするということだった。それが正しいかどうかは分かりませんが、そのような視点からみても、やはり環境社会配慮をいかにプロジェクトに内部化するかが課題である。今ここで議論されている審査という言葉を使うのであれば、プロジェクトの技術の部分から審査をしているわけです。技術協力のプロジェクトを作るというのは、技術的に持続可能であるかという視点から審査をしている。そのような審査ならいいのですが、やはり第三者的に出来たものを審査するというよりも、むしろもっと深みのある技術協力という目的を視点においた形で、この制度をもう一度慎重に考えた方がいいと思います。

- **原科共同議長** 今のご意見に対していかがでしょうか。手が挙がっているのは、どちらでしょうか。では、どうぞ。
- **事務局 松浦** JICA 無償資金協力部の松浦でございます。主に松本委員のペーパーで2つ質問があります。1つは無償資金協力におけるプロジェクトの審査を JICA が担当しなさいというくだりがございます。それから、日本政府の提言については、JICA に審査を委託する。しかもこれを強く求めるということになっています。4ページにいきますと、「外務省を変える会」の提言に立ち返り、外務省が同様のガイドラインを策定するかということになっておりますが、JICA に審査を委託してしまうのであれば、外務省はガイドラインを作る必要はないのではないかということにもなります。これは外務省を全く信用していないというようにも感じさせますが、いずれにしても松本委員のペーパーにはこの3つのコンテキストがみられ、それぞれ矛盾する面があるかと思いません。そう言っても調査実施の案件採択をし、調査実施の指示をし、最終的な案件採択と実施について決断する権限が、無償協力については外務省にある限り、果たしてこのようなものが法的に可能なのか。

松本委員は審査ということで非常に悩まれたということですが、これは単なるターミノロジーの話であって、実態としてそのような意味で、動かないという意味で言われているのか分かりませんが、かなり私どもとして、このように書かれて何故 JICA が行わないのか、順番にみていけば分からないことはないのですが、逆に言えば JICA が無償協力を止められるということに他ならないのではないか。JICA が審査をする権限が

あるということは、無償資金協力を実施する可否の権限まで委託してしまえということであって、現行の枠内では非常にセンシティブな問題ではないかというのが、1つめのコメントでございます。

2番目は外部専門家委員会なり、アドバイザーの機能なりで、何故作業監理委員会というものが出てくるのかというところでございます。やはり技術的なところを見るというのは、基本的にJICAの調査、ほとんどがコンサルタントに対する業務実施契約。半分請負、半分委任契約で行っている。会計規程から言っても監督検査はJICAの責任。ただし監督検査についての外部委託ができるという面から追いかけていって、外部委員会なり作業監理委員会というものを整理すべきではないか。作業監理委員会については私の経験上、議論のある組織だと思っておりますし、現実に鉱工業分野では作業監理委員会なるものは存在していないということもありますし、JICA統一的な対応が意見としてあるわけではないとするならば、このような新しい考え方で環境配慮をしていくということであれば、やはり新しい皮袋の中で技術的なアドバイザーは行っていくべきではないかというように考えます。以上です。

- **原科共同議長** 今のご意見ですが、松本委員いかがでしょうか。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** いくつかあります。
- **原科共同議長** それから、JICAが無償の審査をする、要するに外務省との関係で、JICAとして判定するようなことなのか、どうなのかということだと思います。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 3点あるのですが、今の松浦さんのおっしゃった作業監理委員会の話ということだと思うのですが、その前に議論になっていたのが、責任と役割のところだと思うわけです。まず忘れないうちに最初のところから申し上げますと、さりとてスクリーニングの結果を受けて、一体誰が判断するのかというところを忘れてはいけないと思います。私も基本的に河野委員や吉田委員の考え方というのは、これを作る時に頭の中に当然過ぎたことであって、ただもう一方でスクリーニングをし、最初の要請書の段階で、一体誰がこの案件は行わない方がいいのではないかと声を出すのか。今のでいくと、誰も言えません。それを私は気にしております。

それからS/Wの時にも、思いきってこれはF/Sが出ていたものを、これはもう少しマスタープランにした方がいい、あるいはこれはしない方がいいのではないかと、一体誰が責任を持って言えるのかというところは、私はどうしても必要ではないかと思うのです。河野委員、あるいは吉田委員のおっしゃることは十分分かりますが、それを含めたとしても、そういった判断を環境社会審査室なるものが、やはり責任を持って行わなければ誰が行うのかといった時に、その判断が雲散霧消して決定者が誰だか分からないというのが、私は危惧しております。従って、そことセットでおっしゃって下さるのならば、「なるほど、そうだな」と思うのですが、その部分はさておいて、一緒に技術協力だけで本当にいいのかと言えば、私は、それはそれで不十分ではないかというように思います。これが1点目。

松浦さんのお話はごもつともでありまして、このような紙を出す時には、どのようなことになっても対応できるような紙を用意する癖が私にはありまして、ここに書いてあるではないかということと言わないことには、なかなか説得力がない。そのような意味で、書いてあるもの同士で若干の矛盾があることは、認めざるを得ません。第一希望は無償資金協力のガイドラインが出来ることです。しかしこの第一希望のハードルはどうかというので、第二希望として JICA に審査機能を委託してはどうかというのが、第二希望であり、極めて短期的に、もっと言えばこの改定委員会の議論の中で、かなり議論が出来るポイントだということに思っております。従っておっしゃるとおりであります、その2つに矛盾があることは、その通りです。

しかしそのような意識で言っているということでございます。もちろん無償資金協力課に相当の審査能力・審査機能をつけるというのは、それはそれでもちろんもう1つのアイデアだと思います。いづれにしても、何らかの方法がない限り、今の状態で有償資金協力はこれだけの体制で審査をしているのに、無償資金協力についてはそこが、もしかしら行っているかもしれませんが、JBIC のような明確なガイドラインもなければ、透明性・アカウンタビリティがないなかで、無償資金協力の今の審査の状況があるわけですから、それに対しての具体的な対応策がなければ、このガイドラインを作っただけでは、とてもではないですが、安心してその提言書を出せないというところが私の意図です。そこについて、もしこれではおかしいというのであれば、今の私の質問に対して答えて頂けるような別の方向を、松浦さんから出して頂かない限り、このままでは無償資金の審査というものが、曖昧で終わってしまうと思います。これが無償資金についてです。

作業監理委員会については、実は書き方について悩みました。無くてもいいのではとやりたい気持ちもすごくあります。ただあまりにも無責任なことも言えないので、あることを前提にした場合は、やはり透明性を確保して、しっかりとした中立性をもって、専門性をもつことが大事ではないかと思っております。私の耳に届くのは、やはり作業監理委員会の中に、かなり各省の思惑が入る。言葉遣いが非常にがさつで申し訳ありません。そのようなことをよく聞きます。そうでない作業監理委員会もあるのかもしれませんが、私の耳に届くのは、そのような話です。

そのようなことから考えると、確かに技術的なアドバイスが必要なものもあるでしょうから、その必要性については JICA の人達の方がより知っているかもしれません。もし行うのであれば、やはり透明性を確保し、中立的で専門性を持つということが最低条件です。なくした方がいいという声が、JICA の中であるならば、それなら私はなくしてもいいと思っております。外部専門家委員会のようなものによって、環境社会面でしっかり確保することが、最低限重要だと思います。そこに対して私は、他意はないということです。

○ 原科共同議長 どうもありがとうございました。そうしますと、手が挙がっている福田



さんどうぞ。

- **福田氏** メコン・ウォッチの福田です。先程の河野委員と吉田委員のおっしゃられたポイントについてだけ述べさせて頂きたいのですが、基本的には今松本が言っていたことなのですが、いわゆる協力事業を進めていく中でのアドバイス機能。あるいは環境問題にこのような解決の方法があるのではないかと、あるいはステークホルダーはこのように巻き込んだらいいのではないかとというような機能というのを、どこかにあった方が望ましいというのは、その通りだと思います。実際に JICA の案の中で出てきている各部の方に、そのような環境あるいは社会配慮に関する担当者を置く。その点については、ある程度カバーできるのではないかと。

一方で審査という機能は、アドバイスという機能とは一緒に考えられる機能ではないので、これはこれで別の部署にきちんと設けることが筋の話だというように思います。これは完全に事実だけの問題なのですが、吉田委員が以前いらっしゃった ADB も、吉田委員がいらっしゃった頃は確かにアドバイス機能というのが、環境・持続可能開発室というものがありましたが、今は基本的にこのコンプライアンス、ガイドラインへの遵守の問題だけをみる部局というのが、独立した課として、2001 年末の組織改変の時に出来ているということ、1つ付けくわえさせて頂きます。

- **原科共同議長** はい、ありがとうございました。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 私は先程、最初の質問で JICA にとっての審査、あるいは評価をして判断をすることは JBIC と何が違うかということについては、先程おっしゃったように環境だとか、配慮、開発を援助する、技術協力をすると外交のしがりみがあるということで、非常に複雑で多岐に亘るお仕事をされている JICA という組織が、皆さん色々おっしゃっておりますが、出来ることというのはたくさんあると思います。しかし、出来ることだけを行っているというだけでは不十分である。要するに出来ることだけするのではなく、やるべきことをやり、やるべきでないことをやらない、例え走りだして中途であつても止めるということが一般的だと思います。

しかし、やるべきことは何かという内容に立ち入った議論をしますと、当然色々意見が気になって、必要なことを適切に、的確にきちんと行うということになってしまう。従って私はこの件に関しては、今言ったような適切に、的確にということをおっしゃられても困るので、こまごまとした色々な規定を、この環境社会配慮という活動の公的な面のことについて決めることがいい。審査室や評価室、あるいは監督室といった時に、実際の意味では注意、是正勧告、中止命令というもの。今の流れは、普通人が働いているところで捕まえたりするのは、一つは警察です。もう一つは労働基準監督署が出来るわけですが、警察は違法なことをすると、すぐ原則逮捕なのですが、労働基準監督署の場合はいくつかの段階を踏んで、最後は事業を中止する。それはあくまで労働者のためということなのですが、JICA の場合、皆さんは普通の素人の集団ではない。もちろん能力のない集まりでもない。有能な専門家の集まりということなのでしょうから、外交絡みの

色々なことに手をつけざるを得ない。その時にシステムとして、皆さんは有能な専門家の集団として、やはりここは止めるというからくりを、これからは明示的に持っているということの方が、長い目で見ていいのではないかということで、私は松本委員の案に賛成したいと思います。

もう1つは無償協力に関して、JICAのある部局が外務省のやり口の中で評価・審査するとなると、これは例えば大学でいうと、東大の大教授の授業を学生が評価をし、それをオープンにしろということは、要するに目上の者に対して目下の者が、物を申すとは何事だということになります。いわゆる日本的な美学にかなり反した意見なのです。かく言う私がいる東大は、近代化などと言いますが、組織的に事業評価のシステムは21世紀になってもまだ出来ていません。ですから、全体の区域からすれば、このようなことは下克上になりかねないと批判がくるような話なのですが、流れとして是非積極的に、外務省が上でJICAが下という立場は分かりますが、だからこそ下からの上に対する評価を明示的に行うことが、全体のシステムを健全に長く動かすためには、是非必要なのではないかという程度賛成したいと思います。以上です。

- **原科共同議長** チェック・アンド・バランスという機構の点では、そのような基本的にそのような枠組みを作ろうということでございます。それでは、山田委員どうぞ。
- **山田委員** 松本委員の発言は、Noと言える審査室ということを求められているのだと思います。國島共同議長も同じだと思います。河野委員や吉田委員がおっしゃっていたことは、YesかNoかを言うそれだけのためだけではなく、普段から助言し、アドバイスし、一緒に悩む。どうしても駄目な時はNoだとか、そのようなことが言える部署であるべきだということで、中身にあまり違いはないのではないかと思います。それから無償資金協力のことが話題に出ているのですが、別に目下、目上をという感覚ではなくて、専門性の観点からJICAが提言するということだと考えます。JICA自身の紙にも、環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICAの協力事業の中止を外務省に提言するということになっています。

特に環境社会配慮が駄目だから、止めましょうという案件について、政府がそれでもその案件を行うのだということは、率直に言って想定していないので、そういう事態まで想定して、説明責任が果たせる体制を整えることを強く求めるということは、今は考えにくいのだと思います。せいぜいあって、差し戻しで、このままでは駄目だ、どうしたら出来るかももう一度相手国政府とやり直そうとか、JICAがこれだけ言っても環境配慮が不十分なら、「これでは出来ない。きちんとして欲しい」ということをもう一回相手国に言いに行こうかということはある得ると思います。その環境社会配慮の審査と書いてありますのは、審査というものは外務省が行いますが、実際にそこは何に頼るかという、それはJICAの基本設計調査がどのようになっているのか。そこでの結果をみて判断するわけであって、そのような意味で実質的には、JICAにおいて環境社会面での配慮が行われて、それに基づいて審査をするということであろうと思います。

ですから審査を委託するというのは、少々現在の実施体制とは違うわけで、実際的に何が保障されればいいのか。要するに環境社会面で配慮されていることが、チェックされているか。それは基本設計調査報告書を作る段階で、JICA はそれを行いますし、外務省はそれにさらに基づいて、もし仮にその後新たな情報があれば、当然外務省の段階で審査をするということになると思います。そのような意味で委託ということではなく、JICA が行う無償資金協力事業の部分で、環境社会面の配慮・および審査を行ってれば、実質は確保されるのではないかとこのように思います。

- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 確かに技術面ではおっしゃるとおりなのですが、プロセス面ではどうかということです。例えばカテゴリ A 案件については、有償の場合、要請がきた段階で、カテゴリ分類の根拠を明らかにし、色々な意見を受け入れる。EIA は相手国で公開されていなければならないとか、色々現状の有償資金協力の中では、単に技術的に審査担当部局が、何かを調べるということだけではなく、ある種形式要件として、様々なものが相手国政府に求められているわけです。そのようなものについて、それが十分であったかどうかということも審査をすることになるかと思えます。私は、それは基本設計調査等の範疇に本当に入っているのかどうか、よく分かりません。従ってある意味、形式的要件のチェックとか、確認が外務省でも出来るということであれば、私はむしろそのような手続きの部分についてのみでも、やはり無償資金協力が、JBIC のガイドラインに準じる形で、外務省にとって適切な形で定めて、我々が要するにトレースできるような形にしてほしいと思うわけです。というよりも、するべきだと思うわけです。外務省はこのようなプロセスで、JICA からきた技術的なアドバイス、それから現地国政府で行われている環境社会配慮を確認し、そしてこのような段階で色々な意見を求めた上で、外務省として意思決定をします。これはある種、透明性にはそうした具体的でオープンになったプロセスというものが必要だと思うので、そこを無償資金協力求めたいところですので、そのような補完的なガイドラインのようなものを定めるというようなことでも、対応は出来るかと思っております。
- **原科共同議長** 説明責任を具体的に果たして頂きたいということです。当面 JICA は関連していますから、JICA はそれで行ってもいいし、外務省のどちらかで行って頂きたいということだと思います。そう理解してよろしいでしょうか。残り 15 分しかなくなりましたが、その時間だけでは終わりそうもないので、若干延長することを覚悟して頂いてよろしいですか。それでは 15 分延長しますが、頑張ってみましょう。では、今の作業監理委員会等の話が出ました。松本委員の資料に従いますと、3 ページでございます。それ以降も含めて、ご意見頂きたいと思えます。富本さん、どうぞ。
- **富本** 私は、松本委員のペーパーにむしろ近いのですが、JICA は審査機能というものを持ったことが今のところないので、是非このガイドラインの改定を機にそのような機能を作って頂きたい。それも環境社会配慮の審査という名称が非常にいいのではないかと

と思います。実際に私もそのような目で新しい案件を見ているのですが、非常に作業監理委員会とぶつかることも多い。そのような意味で、作業監理委員会のあり方については疑問を持っている。先程おっしゃっていたように、特に A 案件について行うのであれば、外部専門家委員会というものを作業監理委員会に代わるものとして、むしろ環境社会を重視するような目で見て頂く。ですから道路とか技術の方も、是非環境が分かる技術の方を入れないと、ただ道路を作るだけになってしまうのではないかという感じがします。そのような意味で、作業監理委員会というよりも外部専門家委員会というものを活用し、その中で技術的な面も見えていくということの方がいいのではないかと。作業管理委員については、実は今あり方を検討しているので、この議論と並行して JICA でも早急に検討結果を提示したいと思います。むしろそのような方向が好ましいのではないかと思います。以上です。

- **原科共同議長** 他にございますか。高橋委員、どうぞ。
- **高橋委員** 日本国際ボランティアセンターの高橋です。少々話しが元に戻ってしまうのですが、外部専門家委員会について一言申し上げます。今の、JICA が審査の権限をどれだけ持つかという話と、それから山田委員から JICA 側が No と言ったものを、それに対して政治的な判断で Yes というようになることはあまり考えられないというお話もあった中で、やはりそのようなことを聞くと、JICA 側がそれなりに提言をするということはすごく重要な意味が技術的な観点からもあるのだらうと思います。それに関して、これまで何度か議論があったのかもしれませんが、紛争国・紛争地域・軍事政権下で環境社会配慮というところは、あまりここでは議論されていないように思われるのですが、結局実施にあたっての留意事項という位置付けにこの部分に関してはなっていたと思います。

そこで、ここはやはりどのように留意していくのかということが気になっておりまして、実施体制の中で現実的に考えられるのは、この外部専門家委員会のところで、特に紛争になりますと、それぞれの国の紛争状況みたいなものを、第三者的に、できるだけ技術的にきちんと分析出来る、出来ればそれも外務省から独立したような形で、そのような提言ができる人が入ってくる必要があると思っております。是非その紛争国・紛争地域・軍事政権下で環境社会配慮を留意事項として扱うならば、そこをきちんと受けられるような外部専門家委員会のあり方を考えて頂きたいと思います。ここではカテゴリ A や B という位置付けでしかないのですが、そのような留意事項が必要になった場合にも、それに対して改めて外部専門家委員会が対応するというように考えて頂ければと思っております。

- **原科共同議長** 他にございますか。澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 私も JICA に環境審査室のようなものが、あってもいいのではないかと思います。意思決定をするチェック機能という意味ではそうだと思います。JBIC の審査室もそのように担当部が行おうとしていることのチェック機能。牽制機能を果たすという

意味で審査という言葉を使って行っているのですが、松本委員のペーパーにもありますように、どこまでプロジェクト形成段階の助言をするかということになると、ここは非常にグレーといいますか、すっきり割り切れないところがございます。プロジェクトの早い段階から、環境社会配慮をしなければならないと謳っているわけなので、環境審査室の知見に基づいて助言をするというのは、当然の機能だと思っています。ただそれは決して案件を取り上げるためのプロモーションではなく、あくまでも一步引いた形でのチェック機能を働かせるという意味での関わり方、助言の仕方だということでございます。

これは JBIC のやり方をご紹介したということですが、JICA の資料「EC.12/4」1.(1) についてコメントします。ここに対外的窓口業務を行うというように書かれておりますが、もし審査機能をきちんと打ち出すのであれば、一義的に窓口になるのがいいのかどうか、慎重に考えられた方がいいのではないかと。今の JBIC のオペレーションを考えると、一義的に担当部が窓口になって、というやり方をとっていませんので、ここは慎重にされた方がいいのではないかと思います。それからもう 1 点なのですが、2 ページ目の「4.ガイドラインの遵守」のところなのですが、この (1) を読みますと、あまり異議申し立ての対象になるようなものはないのではないかとというような書き方になっております。ガイドラインの遵守という意味でこのガイドラインで定めている手続きに対してきちんと担当部が行っているのかどうか、あるいは十分に住民参加が得られるようなオペレーションで開発調査が行われているのかどうか、そのようなことも含めるのであれば、ガイドラインの遵守というものは開発調査であろうが、無償資金の準備段階であろうがあり得るのではないかと思います。ここの記述だと、異議申し立ての対象というのが「事業化される時に」というような書き方になっているので、ここの考え方はもう一度整理した方がいいのではないかと思います。

もう一点、そのようなことで異議申し立てというものを作るのであれば、果たして環境審査室が窓口になるのがいいのかという問題は、もう一度考え直さざるを得ないのではないかと、考え直した方がいいのではないかと思います。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございます。今のようなご意見ですが、私も異議申し立てについて、今おっしゃられたような感じの考え方はいいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。
- **鈴木** 一点だけですが、遵守につきましては、ここの異議申し立てだけハイライトして書いたということで、ガイドラインの遵守自身というものは、異議申し立てだけでない部分できちんと位置付けていかなければなりませんし、松本委員の資料「EC.13/3」3 ページに書かれた「JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保しなければならない」というのはまさに、ここは当然のことだと思います。それをするために、具体的にガイドラインで示された方針や手続きが、適切に実施しているかどうかをチェックする部署として、環境審査担当部署というのが

あるのではないのかと、我々は考えております。そこについて、もしJBICでうまく機能していないようなものがあれば、教えて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 対外的窓口業務の中身について、そのようなことなのか、今おっしゃったように別のことなのか、それについてお願いします。
- **澤井** JBICの場合は、ガイドラインの不遵守に係る異議申し立てということで謳っています。ですから、場合によっては環境審査室が矢面にたってしまうというか、環境審査室の判断が問われる場合もあり得るということは考えられます。
- **原科共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 先程のメコン・ウォッチの福田さんから、ADBの話があったかと思います。これが今のポイントだと思います。実際にADBでは組織全体としてのアカウントビリティ・メカニズムと称して改革を行っているようです。それはまさに今の澤井委員がおっしゃった、審査を行ったにも関わらずコンプライアンスやガイドラインに沿っていないという異議申し立てがあった時に調査をするインスペクション・ファンクションを含めたものです。

ですから私が発言したのは、技術協力機関として内部で審査というよりむしろ、一緒に汗を流して作る方に重点があってもいいのではないですかと、組織全体のチェック機構、即ち、組織のアカウントビリティのメカニズムというのが機能する仕組みがあるということが前提になると思います。将来的にこのような組織全体でのアカウントビリティ・メカニズムがあるならば、内部での審査によるチェック機能よりも、協力における開発機能を重視して欲しいと考えます。ですから、JICA全体のアカウントビリティ・メカニズム設計をどうするというベースでのデザインで、大分ここの審査室の目的と役割が変わってくるということです。議論が広がりすぎて收拾つかなくなってしまうかもしれませんが、このような考えもあるということ、少々理解して頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 今の件はいかがですか。藤森委員、どうぞ。
- **藤森委員** 国土交通省の藤森でございます。今世銀のお話が出ましたが、世界銀行で環境のガイドラインを作った時に、環境のディビジョンやグループを作りました。その職員はピア・ビューアということで、地域ごとのプロジェクト担当のタスクマネージャーのミッションと一緒にいたり、帰ってから銀行の議論に参加したりしておりました。ピア・ビューアと意見があわないと、プロジェクトが次のステップに進まない。あるグループまたはディビジョンの職員ですが、環境の専門家がそこで、自分が個人として責任を持って、言うべきことは言うということ、をされたわけ。そのような意味で、先程から吉田委員がおっしゃっているように、プロジェクトの形成段階で環境に配慮した形でプロジェクトが出来るようにという形のピア・ビューアとして参加されておりました。ただ、プロジェクトを作った後、相手国政府との関係もございまして、きちんと環境に係る取り決めが遵守されていない。最終的に一審のような裁判所のような形で、後でインセプション・レポートを作ったわけ。そこではプロジェクトがうまく

いっているか、いないか、当初のローンアグリーメントに書かれているとおり、実際にされているか、いないかということ審査した上で、遵守されていないということであればプロジェクトを止めるという形になっております。プロジェクトを形成するコンサルティングの部分と、審査をする部分と2つありまして、それを一緒に議論されているような気がしますので、そのあたりの制度設計というものを、もう少し工夫をされた方がいいのではないかと思います。

- **原科共同議長** 一緒に行っていないと私は思います。今の点、ここは一緒でしょうか。いかがでしょうか。今一緒になって議論しているというご意見でした。
- **吉田委員** 吉田です。一緒だと言ったのは、ここでチェックはするけれども、実際には相手があつての話であるということです。JICAが出来たところをチェックして、Goを出した、けど問題は必ず起きる可能性はある。その時はどうするのですか。その時のシステムがきちんとあれば、この役割も変わってくるのではないかという、そのような議論だと思います。
- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 今の点はむしろ、審査機能と外部専門家委員会がアドバイザー機能をもって、実際に審査担当官が言っているようなことを実現するように、むしろプロジェクトを持っていく。この場合には、現場に行って、環境専門家が現場を見ながら実施をするためにはどうしたらいいのかというような提言ももちろんするということだと思います。そこ審査機能は話しておいた方がいいだろうと考えております。
- **原科共同議長** どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** このようになるのは、世銀に比べると人の手配が非常に少ないからだと思います。例えば世界銀行はどうかといいますと、**Quality Assurance and Compliance Unit** というものがございまして、ここが特に面倒な案件について、ここでコンプライアンスをするために、様々なアドバイスをを行っているわけです。これは**Quality Assurance and Compliance Unit** というのは、もちろんインスペクションの時には実際に隠しておりまして、当然コンプライアンスに対して内部的責任を持つわけです。ところがそれでも外部からの意義があるので、それに対して第三者的に判断するのがインスペクション・パネルなわけです。

さらに当然案件形成の中で、一般的に環境に対してちゃんと配慮するようなスタッフを、世界銀行は抱えているわけです。それだけ手厚いから出来るわけであって、JICAの場合、JBICもそうですが、そうやって案件形成の中で、コンプライアンスを働かせるように環境と一緒に作っていく人と、内部的に審査をする人、そしてインスペクションというようなもの。その3つ別の組織で本当に出来るのかどうかというと、人的な配置が難しいと思います。そこで結果的に案件形成の中で環境配慮をする人と、内部審査をする人が同じ形になってしまうというところからくる妥協策。日本的な組織構成ということですが。

- **原科共同議長** 必ずしもそうではありません。これは、先程のご説明では、内部で審査をする審査室と、それ以外に担当部署でも環境関係の方がおられるとおっしゃいました。だからそこまでは一緒ではありません。分かれております。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** それは、今度新しく作るというわけですね。
- **原科共同議長** それは分かれております。もう1つ、外部専門家ということもおっしゃっているので、出来るだけそのような努力をしよう。あまりにもそのような費用がかかりすぎるとおっしゃいましたが、そのようなところに日本が資源投入をしなすぎなのです。それこそ世界銀行の例をみれば、そんなことは言えないと思います。国際協力銀行の10倍くらい銀行員がいるはずですよ。多すぎると言われています。10倍でなく、5倍でも2倍でもいいと思います。そうすると、たちまちそのような手当てが出来るわけです。だからこれは、単純に人員を減らそうと言って、本当に社会的に必要な機能を無くすのは、私は間違った考えだと思います。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** いえ、私が申し上げたかったのは、議論が両方を兼ね備えているのは、そのようなシステム上だということです。1つのやり方としては、環境社会審査室の人は審査に徹して、プロジェクト形成には関わらないというのは1つのやり方だと思うし、それがあまりにも現実的ではないとするならば、先程の澤井委員のお話にもありましたように、ある程度のところはプロジェクト形成に対してアドバイスをするけれど、しかし審査をする場所だというわきまえた行動をしなければならぬというのが先程の澤井委員のお話だったと思います。そこは重要なことだと思います。
- **原科共同議長** 時間がそろそろきましたが、やはり時間を若干延長しましょう。15分、20分、30分。とりあえず15分延長します。どうぞ。
- **鈴木** とりあえず今の議論ですが、我々が今考えておりますのは、現実的な人員というのがあります。世銀のように何千人といれば、やはり対応は全く違ったものになると思います。一定の限界がある中で、仮に強化したとしても、やはり環境審査担当部署というものは、アドバイザー的なプロジェクト形成。プロジェクト形成に本当に参加するかどうかは分かりませんが、プロジェクトが実際に動いていく手続きの中で、どうしたらいいかというアドバイスをしつつ、審査もするという両方の機能を、合わせ持たなければならぬものだというのが現実的だと思います。

そこで審査をする時のアドバイスを得る機関として、今外部専門家委員会なのかアドバイザーグループなのかという議論は出ておりますが、そのような外部の方々意見等を踏まえながら、必要に応じて審査をしていくという体制をとっていき、審査体制は審査体制として強化していくということが、おそらく必要になってくるのだろうというように思います。ですから、そのような意味では一定程度の折衷案というのを持っていかなければならないのかというのが1つでございます。

あと、作業監理委員会と外部専門家委員会、アドバイザーグループの話ですが、もし作業監理委員会が無くなるという話になれば、今まさに検討をしている段階なのです。



が、そうなれば外部専門家委員会的なものが必要になると思いますし、技術的な諮問をする機関として、何らかの形の委員会や検討会が今後残っていくことであれば、一定程度の距離を置いた形のアドバイザリーグループを別枠で作っていかないと、1つのプロジェクトに外部専門家委員会も作り、作業監理委員会も2つ作るというのは、その2つの中の調整だけで、おそらくプロジェクトが動かないという現実的な話があるかと思えます。

- **原科共同議長** それでは、ガイドラインの遵守の先に、適用、見直しとかありますので、そのあたりも含めて最後までご意見頂きたいと思えます。藤森委員、どうぞ。
- **藤森委員** 意思決定の範囲で、先程環境審査室の機能等が関係してくるのですが、「EC.12/4」3.(2)のところで、働きかけを行ってもノーレスポンスの場合に、JICAの協力事業の中止を外務省に提言する。この際には、どこで提言をするのかお決めになるのでしょうか。要するにアドバイザリー・コミッティで決められるのか、どこで決めるのか。先程の世銀等の比較でいくと、どこで決めるのか良く分からないものですから、それを教えて頂きたい。相手国政府にもし仮にノン・コンプライアンスだということで、中止を外務省に提言する場合、やはり相手国政府にその旨連絡をしないと、不適切ではないか。アンフェアではないか。世銀の場合でデフォルトを宣言する時に、タスクマネージャーが現地にいきまして、自分で制限をして、相手国政府と通報して、帰ってから理事会に報告する。理事会で認められれば、デフォルトは認められますが、認められなければデフォルトはリストアップされるという形でございます。そのような手続きも含めて、具体的にご検討頂いた方がいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** ありがとうございます。最初の点はレスポンスした方がいいですね。
- **鈴木** はい。今現在誰が提言するかというところ言えば、おそらく事業部ごと。例えば社会開発調査部なら社会開発調査部で、実際に事業を行っていて、その環境社会配慮を色々していても駄目だった場合、審査室の方からこの案件は駄目だという話のアドバイスといいますか、審査した結果を言う。その間組織ですので、両者が会議を行った結果、環境審査室からの決定によって、この協力はJICA内部として、JICA内部としては中止した方がいいという提言は、おそらく各事業部の方から外務省の担当部署の方にお伝える流れになるのではないかと思います。相手国に対する通知の仕方というのは、当然重要だと思います。その手続きについて、検討しなければならないと思います。
- **原科共同議長** はい。それではガイドラインの適用及び見直しはいかがでしょうか。ここは若干食い違いがあるようです。オブザーバーの方、どうぞ。
- **白井氏** 自然環境研究センターの白井です。ガイドラインの適用のところですが、松本委員がおっしゃっているように、なるべく可及的速やかに、このガイドラインが運用されるべく、大変でしょうが是非JICAで頑張ってくださいと思います。
- **原科共同議長** いかがでしょうか。松本委員は若干前倒しにして欲しいということでした。

- **鈴木** 我々も早目に行いたいと思っているのですが、この委員会で大分議論になっておりました、要請書の段階にきちんとした環境社会配慮面の項目を書くべきだというのが相当出ておりました、平成16年4月1日までは多分作れないと申しますか、パブリックコメントを取り付けたりして、どうしても時間がかかってしまうと思います。そこから、だいたい途上国の方に要請をあげなさいという指示を出すのが、4月か5月くらいのタイミングで、8月か9月の締め切りに間に合わせて要請をあげなさいというのは、外務省が実際に指示を出される。その時にこのフォームに書き込みなさいということと言わないと、結局同じことになってしまいます。

そのフォームに書き込みなさいというフォームが本当にこの段階で出来るのかという不安があります。適当に書こうと思えば書けますし、我々も今まで作業をしてきましたから、特にこのような面をやりなさいということは出来ると思います。この段階で平成16年8月からの要請で、試験的にとというのはおかしいですが、出来る限りにおいて導入していきたいとは思っています。きちんとした要請書のフォームとして固めたもので、要請させるというタイミングに間に合うかどうか。はっきり言って、出来ますという自信はございません。この項目を追記するというテンタティブな環境社会配慮項目というものを書いて下さいという指示は出来るかもしれません。

- **原科共同議長** 今の件はいかがでしょうか。どうぞ。
- **白井氏** 白井でございます。試験的でもいいので、行っていった方がいいと思います。それをまた見直すような形で、新たなものを作るなりすることができると思います。とにかく早目に行った方がいいと思います。
- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** そのような意味で、試行期間が若干ございますので、その間に出来るところから行っていこうと思っております。現に今の議論を受けつつ、現段階からその考え方を入れて、いくつかの案件を見ております。そのような意味からおっしゃるとおり、試行的にどんどん出来るところから行っていきたいと思っております。全面的に出来るのはいつかというのは分かりません。
- **原科共同議長** 全面的施行と部分的施行というイメージですね。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 要請書に関しては、外務省が実際に担当されるということで、かなりこれまでどのように書くべきかということは、議論されてきたと思うのですが、それに関して平成16年の4月から間に合うように、是非準備を進めて頂くということもあわせて検討して頂ければなんとか、試験的にというのではなく、かなり具体的なものが来年の4月までに出来るのではないかと。頑張って作業をして頂きたいと思っております。
- **原科共同議長** 目標としては、そのような目標を立てて頂くということですか。約束は難しいと思います。そのような目標を立てて、進めて頂きたいと思っております。その他の重要事項について、何かございますか。川村委員、どうぞ。
- **川村委員** 先程高橋委員からもありましたが、軍事政権等どのような配慮にするかとい

う議論で、高橋委員から外部委員会、アドバイザー・コミッティ等の中で、どのように位置付けるかという議論がありましたが、もう1つ考えなくてはならないのは、どのような視点で考えるかということだと思います。その中で、JICAの資料「6-2 技術的基準の整備」というところ、松本委員の資料で言うと、「1. 他のガイドラインとの関係」のところが重要になってくるのではないかと思います。要するにこれまで作成した課題別指針やその他の研究も生かしながら、実際に軍事政権あるいは紛争地等で、どのような配慮をすればいいのかということ、もう少し今後検討していく必要があるというくらい、少々明確に書き込んで頂いた方がありがたいのかという気がします。

もう1つ、随分前に人権について意見を出した時にも触れたことなのですが、JICAはこれまで作成した課題別指針等の中から、今後環境社会配慮上で重視が求められる項目を抽出していくべきだという松本委員の意見に、私も賛成です。その際に出来れば、国際的人権基準の中で関連ありそうな部分というのも配慮していくというようなことも、少し入れて頂ければ一貫性があっていいのではないかと思います。

- **原科共同議長** 他にご意見ございますか。鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** 今の点につきまして、課題別指針等を見直して、どこまでガイドラインに入れていくかということですが、今現在私の課で、どこがガイドラインの遵守になり得るか、あるいは影響するスコープの中の社会項目にあり得るか。それについて、現在検討している状況でございますので、この結果はガイドラインの中でなり反映させていきたいと思っております。
- **原科共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 川村委員の意見に対してですが、人権のことと、臼井さんから自然環境についてラムサール条約等、以前出されたかと思っております。出来ましたら、起草グループのメンバーとしてお願いなのですが、文章にして、例えば国際条約等というタイトルにして、このようなものがガイドラインに反映されるように、何か具体的な文言を川村委員なり、臼井さんに是非書いて頂いて、メール等で送って頂くと、起草グループにも反映できます。
- **原科共同議長** そうですね。インプットをお願いしたいです。他にございますか。片山委員、どうぞ。
- **片山委員** 片山ですが、最後の「6-2 技術的基準の整備」のところ、ここで色々過去のガイドラインの修正や検討をされるということですが、この中でアセスメントの手法や、チェック項目の整理をおやりになる。それに関連して、特に環境配慮が十分か不十分かという場合の判断上の条件といえますか、このあたりも検討して頂ければと思います。

-----◇-----

- **原科共同議長** はい。ありがとうございます。他にございますか。予定時間を延長して、残り3分くらいしかありませんので、先の進め方について議論してよろしいでしょうか。

今日の段階で、とにかくドラフトの作成に入って頂きたいと思います。それでは、進め方でございますが、これは起草グループの小川委員が交代されたので、田中委員がご担当になります。田中委員、作業は小川委員と共同の作業になりますか。そうですね。吉田委員、よろしくお願ひ致します。松本委員、お願ひします。それから氏家委員。これは佐々木委員とどちらになられますか。お二人ですね。そのようなことで進めて頂きたいと思います。何かこの件についてございますか。はい、どうぞ。

- **松本委員 (FoE Japan)** 小川元委員が議論の途中で代わられたということもございませぬので、これまでの議論を起草グループに十分に反映して頂くという意味で、スケジュールの都合もあるかと思いますが、両共同議長に起草グループに可能な限り参加して頂くという方向を考えてみてはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** もう一回お願ひします。
- **松本委員 (FoE Japan)** 両議長にお願ひしたいということです。
- **原科共同議長** 我々ですね。どうしましょうか。二人で相談致します。フォローアップは大事ですから、全体の進行の流れをみるという立場で参加します。そうしますと8名になります。少々多いですが、全員が集まることは難しいと思いますから、核となる4名の方にまずインプットして頂きたいと思います。それから、川村委員からの意見のインプットもお願ひします。そのようなことで、よろしいでしょうか。

それでは次回は、8月7日木曜日、朝9時30分から12時30分まで第14回の改定委員会を開催致します。場所はまた変更しまして、幡ヶ谷でございます。正確な場所の名前をお願ひします。

- **鈴木** 東京国際センターでございます。幡ヶ谷の駅を降りて頂いて、ずっと歩きます。3~4回前に委員会を行ったところです。
- **原科共同議長** 幡ヶ谷の東京国際センターで行います。ちょうど延長分の15分になりました。これで今日は終わりに致します。それでは、起草グループの方よろしくお願ひ致します。どうもありがとうございました。

-----◇-----

午後十九時四十五分 閉会